

町田市立図書館協議会
第12期第16回協議会議事録

日時：2009年3月26日（木）
午前9時30分～午後0時00分
場所：町田市立中央図書館 6F 中集会室

第12期第16回町田市立図書館協議会

2009年3月26日(木)

(出席者)

(委員)

| | | |
|------------|---------------|-----------|
| 水越 規容子 委員長 | 勘解由小路 承子 副委員長 | 廣瀬 由美子 委員 |
| 市川 美奈 委員 | 久保 礼子 委員 | 島尻 恵美子 委員 |
| 阿部 千恵子 委員 | 沢里 冬子 委員 | 松尾 昇治 委員 |
| 遠藤 剛 委員 | | |

(事務局職員)

| | | |
|-------------|--------|---------|
| 守谷図書館長 | 神田庶務係長 | 佐藤庶務係主査 |
| 大野木曾山崎図書館係長 | 吉岡主査 | 栗山主事 |

(欠席者)

近藤主幹

(傍聴者)

0名

(内容)

- 1) 館長報告
- 2) 「図書館評価」について

(配布資料)

- ・館長報告
- ・第二次町田市子ども読書活動推進計画の策定について
- ・町田市立図書館評価一覧表

(議事録)

水越委員長：おはようございます。年度末の協議会を始めさせていただきます。では、館長報告をお願いいたします。

図書館長：おはようございます。朝早くありがとうございます。今朝は出かけに雪が降りびっくりしました。だいぶ春らしく暖かくなったかと思ったら、また急に寒くなってしまい、そんな中ご参集いただきありがとうございます。館長報告がいつものとおりで申し訳ありませんが、いろいろな出来事がありましたのでご報告させていただきます。それから前回の町田市の図書館評価の議論を踏まえて一部書き加えた

りしたものがありますので、後ほど担当者から説明させていただきます。
以下「館長報告」に沿って、館長が説明します。

館長報告（2009年3月26日 図書館協議会）

1. 2009年第1回市議会定例会

<一般質問> 3月9日（月）10日（火）

○新井克議員（民主党・社民ネット）

「文学館について」（現状と今後の方向性等）

全国から利用者が来るような企画に力を入れるべき、特にいわゆる文学だけでなく、周辺のものにも視野を広げるべき。例えば、ポケモンの作者（町田在住）などのアニメや若者が好きな音楽グループ（町田在住）の原稿などに広げて企画すべきという指摘で、その通りですと回答。

○三遊亭らん丈議員（まちだ新世紀）

「『文字・活字文化振興法』に対する町田市の対応」（図書費の充実）

三遊亭議員は常に図書館に関心を持ってくださっていて、図書費の充実や図書の紛失など蔵書に関しての質問をしてくださっている。今回は直接図書館への質問というよりは学校図書館の質問が主でしたが、その中で公立図書館の学校図書館への支援や図書費の充実を続けてほしいという質問でした。

○宮坂けいこ議員（公明党）

「図書館の更なる利便向上を求めて」（図書の返却ポストの設置、児童サービスの充実など）

分館数（地域館）数が少ないので、地域に返却ポストをたくさん設置してほしいという質問です。児童図書館を作ってほしいが、作れないなら児童サービスをもっと充実してほしいということで、具体的には町田市のホームページが非常に見劣りするるので、特に世田谷のホームページは充実していて、ホームページ上の児童図書館が設置されていたりするので、町田市でもせめてホームページだけでも充実すべきという指摘です。

返却ポストの設置については以前から他の議員さんからも言われていますが、率直に言って、回収が大変なのです。コンピューターの返却処理とタイムラグが生じますので、最低でも毎日回収に行かなければいけませんし、他の自治体の例を見ると日に2回収していたりしています。多摩地域の図書館に調査した報告書を見ると、26市中20市の例があって、そのうち11市が図書館以外に返却ポストを設けています。一番少ない市では駅前に1台、一番多いのは松尾委員が以前いらした昭島市で15箇所ぐらいあります。（松尾委員：いいえ、ポストはそんなにありませんが、地域会館を返却窓口にしています。）平均すると4.5箇所ぐらい設けています。手法は職員が直接回収に行くという自治体が1、2市ありましたが、ほとんどが民間業者やシルバー人材センターへの委託で、それを町田市ではできないのかという質問です。それに対して実施の方向で検討しますと部長が答弁しました。ただ実際に返却場所がありませんので課題にあがってきたと思います。

○熊沢あやり議員（自民党）

「図書館のあり方について」（現状と今後のあり方）

わりと総括的な図書館の現状と今後の展望についての質問で、図書館が資料提供することは基本的な任務なので、新しい情報ツールを揃えていく必要があるのだけれど、基本は資料提供に力を入れて行きたいということで答弁しました。

<文教社会常任委員会> 3月18日（水）

今回は3月議会ですので、図書館についての案件は新年度予算で、まだ最終的に新年度予算は30日の評決で決まりますので、詳細は文書で載せられませんが、次回4月の協議会では新年度予算の概要をお示しできると思います。

2009年3月議会 文教社会常任委員会での質問

<殿村健一議員（日本共産党）>

○司書講習参加申請手数料と何か？

○職員の司書資格保有率は？

○司書講習時の本人負担はあるのか？

○さるびあ、木曾山崎図書館の図書費が昨年から減っているが特別な理由があるのか？

○インセンティブ予算に図書費が左右されるという理解でよいか？

○常勤職員を減らして、非常勤職員を増やす。そのご褒美として図書を購入していると感じられる。利用者へのサービスには一定以上の常勤職員が必要ではないか？

<三遊亭らん丈議員（まちだ新世紀）>

○町田の図書館の特徴として、学習室が少ないことがある。学習室確保の目的で、学校の空き教室や閉校した学校の教室利用を学校教育部に働きかけたことがあるのか？

○（上記働きかけを）これからもすべきではないか？

○利用者からは、研究書とベストセラーのような本では、どちらの要望が多いか？

○紛失図書弁償金の歳入額は、何を根拠に算定しているのか？

○紛失して、弁償されない資料はどのくらいあるのか？

<伊藤泰人議員（民主党・社民ネット）>

○町田市民の相模原市図書館での利用実績、相模原市民の町田図書館での利用実績はどのくらいか？

○嘱託職員報酬69名、さきほどの説明（殿村議員）と相違するようだが、何人増なのか？

○非常勤職員は女性が多い。休暇、休業時の対応は？この人数で対応可能か？

○相模原市民、町田市民の利用状況は増加しているのか？増加しているとすれば、町田の図書館に影響が出ているということがあるのか？

○図書館司書の仕事は、非常勤職員の働き方としてなじむのか？

○非常勤職員が働くことに対する配慮が必要である。たとえば、休みにくいなどということがないように。

○たとえば、地域図書館が1館新設された場合、町田図書館、相模原図書館の相

乗効果で利用が伸びると考えてよいか？（地域図書館が増えて、町田の他の図書館の利用が減ることはないということを質問したかったのか？）

<黒木一文議員（まちだ新世紀）>

○町田図書館、相模原図書館の人事交流は行っているのか？

○1年でも2年でも人事交流は行うべきである。

<山下哲也議員（公明党）>

○2009年度の文学館の展示は？

議会ではいろいろな質問がでるわけですが、今回も図書館に対する質問はたくさん出て対応が大変なのですが、いろいろな議員さんが図書館に対して質問してくださるのはありがたいことだと思います。

2. 「都立図書館改革の具体的方策」への対応

東京都市町村立図書館長協議会 3月27日（金）14時～

以前にもご説明させていただいてまして、協議会としても意見書を出そうという話も前回出しましたが、図書館長協議会の報告をしたいと思います。別紙の3月4日付けの東京都市町村立図書館長協議会会長から東京都市教育長会へのお願いの文書があります。5月1日からの協力貸出の見直し等による都立図書館のサービス後退や、さらに7月からは都立が委託している巡回車の費用負担の検討などに対して、館長会としても何度もそれに対する見直しの要望を出してきましたが、結果として都立はこうやる方向になってしまっているの、改めて館長会として意見を出そうということで、これと合わせて館長会だけでなく、再度、教育長会からも東京都に働きかけてもらうために、館長会から教育長会への依頼の文書です。この3月4日付けの文書に基づいて、教育長会から東京都に新たな文書を出してくださっているはずですが。次のページの「都立図書館改革の具体的方策における相互貸借の促進と協力貸出の見直しについて（意見）」は、館長会として改めて東京都に対する意見の文案です。今までは要望でしたが、都立がやると決めてしまったので、それに対する意見書という形となりました。実は明日今年度最後の臨時館長会が開催されて、そこで確認して年度内に東京都に手渡すことになっています。文書を読んでいただければ、どういうことかはご理解いただけると思いますし、今日は時間の制限もありますので、ここではこれ以上ご説明いたしません、ご不明な点があれば別の機会にご説明をいたします。これとは別に町田図書館としてどうするのかということがあって、東京都のサービス低下が直接都民である町田市民にも影響するわけですから、市民にとっては東京都か町田市かはあまり関係ないという印象を持っていらっしゃると思いますので、町田の図書館としても市民に説明責任があると思います。この間東京都は段階的に進めてきていますので、前館長のときに町田市立図書館のホームページに2回にわたって、都立に対する対応についての文章を書いています。一番古いのは2002年ぐらいです。「その1」「その2」を全部含めた新しい文章にして、都立図書館のこの間の具体的経過やその影響、そしてそれに対して町田の図書館がどう考えるのかという文章をホームページに掲げたいと思っています。実は八王子図書館はホームページに載せていて、東京都に対する八王子としてのきちんとした考え方が載っています。早くこちらにも載せたいのですが、今すぐには取り掛

かれない状況です。

3. (仮称) 新鶴川駅前図書館の進捗状況について

ワークショップ方式で検討されてきたものが基本計画書にまとまって、それを製本中です。鶴川駅前公共施設の全体についての基本計画が固まって、この3月議会でも行政報告したはずですが、これからこれに基づいて基本設計・実施設計をしていく予定です。駅前の新鶴川図書館の他に今ある現鶴川図書館も含めて、鶴川図書館をどうするのかということを図書館側から提案していかなければいけないことになっていて、来週30日(月)市長室で市長に説明する予定です。その説明資料が、別紙の「鶴川地域の図書館サービスについて」です。1. 鶴川地域の図書館システムでは、現鶴川図書館を新鶴川図書館のサテライトとして位置づけ、一体的に運営すると説明します。2. 川崎市との相互協力の実施について、川崎市麻生区の図書館は利用制限がなく、町田市民も新百合ヶ丘にある図書館や柿生にある分館を利用できます(ただし協定を結んでいないのでリクエストは不可)し、川崎市麻生区からは以前から町田市と協定を結びたいという申し出もありましたが、町田市がさらに川崎とも相互協力を結ぶと中央図書館もとてもやりきれない状況で川崎には待ってもらっていますが、鶴川駅前に図書館ができると地理的にすぐ川崎市ですので、これを機会に川崎市とも、川崎市すべてとは限りませんが、協定を結びたいと思っています。3. 大学との連携による学生の運営参加で、これはそう簡単ではないと伺っていますが、和光大学や国士舘大学には司書の資格を取れる講座がありますので、司書資格を目指す学生さんに図書館で長期にボランティア活動をしてもらい、そうすることが大学の司書資格の単位の認定にもなるということができると良いかと思っています。大学連携はずっと言われていますので、大学と自治体との連携の一つの形として検討したいと市長に話したい。一番大きいことは職員配置の問題で、現状の鶴川は常勤4名、非常勤5名ですが、新鶴川ができてからは常勤3名増やして7名、非常勤13名増やして18名で運営を考えていて、大きなネックです。なぜそんなに人が必要なのかというと、開館時間を中央館と同じ時間にすることと、現鶴川と新鶴川の両方の館を見なければならないことがあって、こういう試算になりました。地域住民がNPOみたいなものを作って、現鶴川図書館を運営することは、どう考えても永続的にやることは難しいし、利用者の個人情報等の問題もありますので、地元の人が公共図書館を運営することには大きな問題がある気がします。そうかといって、そこだけ民間委託というのいろいろな問題があること(費用は安くなるがこういう問題があると)きちんと整理してすぐに言えるようにしておく必要があると思っています。この件についてもご意見ありましたらお願いいたします。

4. 第2次子ども読書活動推進計画の策定について、本来ならもっと早くご意見等伺う必要がありましたが、館内で上手くまとめができずにいて、ようやくここで市長への決裁を回しているところです。実はこれも30日に市長に説明に行く課題の一つです。子ども読書推進計画は、2001年12月議員立法による「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、都道府県あるいは市町村にも具体的な子ども読書活動推進計画を策定するという努力義務が求められています。都道府県ではほぼ全部で、市町村では半分ぐらいがその計画を策定しています。文部科学省から毎年それ

に関する調査があります。町田市の場合には2004年に「町田市子どもマスタープラン」ができています。当時教育委員会が所管していた青少年行政を新しく出来た子ども生活部に子ども行政を一括しようという動きがあったときに、子ども生活部で新しい施策理念として「町田市子どもマスタープラン」を作りました。この中身には、町田市次世代育成支援対策推進行動計画と町田市読書活動推進計画の2つがあります。子どもマスタープランは子ども生活部が自分たちの子ども行政の基本計画として作ったわけですが、ただ子ども生活部は子どもの読書推進活動のことは直接タッチしていません。子どもの読書という領域は図書館が受け持っています。しかし子どもの読書環境は図書館だけで完結するわけではなく、学校教育部はもちろん、子どもの政策を一元的にやろうとしている子ども生活部、あるいは当時の健康福祉部など市内のいろいろな職場が関わるので、図書館だけで子ども読書活動推進計画を作ってもあまり実効性のあるものにはならないということで、他課を巻き込む必要があるということになりました。そのときに子ども事業を一括して考えている子ども生活部の子どもマスタープランが作られるので、その中に子ども読書計画を位置づけることが図書館側の意図でした。そこで子どもマスタープランの策定システムに乗っかってつくりました。子どもマスタープラン策定委員会に市民が参加したり、その中の一部門として読書推進計画も話されたのですが、実態は子どもの読書についてあまり主体的に子ども生活部は捉えていませんから、読書は図書館に任せるとなっていて、その中身はほとんど図書館側で作りました。目次を見ると、第1章から第6章までが子どもマスタープランのことが書かれていて、第6章の後ろに子ども読書推進計画がちょこんと載っています。表紙を見ると2つの計画で成り立っているように見えますが、実態は付け足しのような形で最後に入れたというような感じです。

子どもマスタープランは2004年度から10年計画なのですが、2009年度末で5年がたち、ちょうど見直すことになりました。ただその作業は大規模に委員を選出して委員会を設置して1から見直すということではなく、骨子を変えずに、中の数字を見直す程度です。子ども読書推進計画のほうは元々5年計画で09年が最終年度ですので、09年度中に第2次計画を作らなければなりません。昨年私が館長に就任した際、担当者に準備を進めるよう指示しましたが、なかなか簡単ではなく進みませんでした。2次案を作る際には、子ども読書推進計画はマスタープランから独立して、図書館で新たに委員会を設置して一から作り直すように考えていましたが、教育委員会の意向としては市長部局の関連セクションとの連携が不可欠で、一番具体的な形になっている子どもマスタープランの子ども読書推進計画がそこから切れてしまったら、ますます他課との連携ができなくなるので、図書館はなんとしても読書推進計画を子どもマスタープランの中に位置づけ続けるようにということです。結果として、市長への説明文書の3. 第二次計画の計画期間として、2010年度から2014年度までの5年間ということで、4. 策定の方向性として、1) 子ども読書活動推進計画（第一次）の見直しで、第一次では数値目標がなく、本来計画は数値目標や期間が求められるものなので、できるだけ数値目標や達成期間等の設定をしたい。総花的にはできませんので、どういう順序で何をやるのかという事業及び実施手法の

精査ということです。2) 関連各課による新たな共同事業の検討として、第一次案に基づいていくつか出来ているところもありますが、あまり全体的に展開されていませんので、もう1度そういうことを考えます。3) 市と各種団体、市民との協働による新たな事業の検討。4) 子どもと本をつなぐボランティアとの連携強化では、図書館職員だけではできないので、ボランティアのコーディネートするのが図書館の役割ではないかということ。ボランティアとの連携を真剣に考えなくてはならないと思っています。5) 町田市子どもマスタープランとの関係や位置付けの明確化として、一次案をよく見ると、子ども読書推進計画策定の主体がどこにも書かれていません。子ども読書推進計画は子どもマスタープランに位置付けられているのですが、どこが責任を持つものなのかまったく明記されていませんし、付録みたくに入っているのでは、やはりそうではなくてもう少し子どもマスタープランの中にきちんと認知された形で位置づけられるようにしたいという意味です。その方法が5. 策定手順として載っています。第2次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会に関しても、もっと早く進められて市民が一から参加できる場に出来ればよかったのですが、準備に手間取ったものですから、今からでは日程的に難しいので（日程も子どもマスタープランの改定の日程に合わせなければならない）、パブリックコメントも実施しますので、教育プランの手法と同じように、そこに書かれている行政セクションの課長級の構成となっています。その作業部会をそれぞれの関連セクションの担当で構成します。そして「第二次子ども読書活動推進計画懇談会」は市民の方も参加していただいて、ここに書かれているように図書館協議会、学校教育関係者、幼稚園関係者、保育園関係者で構成します。この懇談会では、策定委員会で作った案を基に議論していただいて、その議論を反映します。特に大事なはこの懇談会で、図書館協議会から代表で1人入ってもらおう予定で、学校教育関係者として、図書館協議会のお2人の先生にダブって入ってもらおうことも考えたのですが、図書館協議会がありながら、なおかつ別に年4、5回の懇談会に参加をお願いするのは難しいかなと思っています。そのことについてもご意見いただければと思います。子ども読書推進計画は文部科学省が随分力を入れていて、第二次も閣議決定された中身に基づいて東京都も第二次案を早速作って公表されているので、町田市も作らなければいけないということではなく、やっぱり子どもが読書を楽しめる環境を図書館だけでなく町田市全体でどう考えるかという非常に大事な問題なので、力を入れてやっていきたい。この子ども読書活動推進計画は教育プランの重点課題の一つになっています。

5. 嘱託職員について、この4月1日の状況では全職員156人で08年度よりは3人増えています。5人正規職員が減って嘱託職員を8人増やしたからです。156人中嘱託職員が77人で、その嘱託の内訳は、司書が69人、文学館の学芸が4人、運転手が3人、用務が1人です。この4月から待遇面で変わるのは司書69名の月額報酬の改定(183,200円→192,000円)で、今まで図書館嘱託は市役所内の他の部署よりも低くて、それを市役所の一般的な嘱託の報酬(192,000円)に合わせただけです。その他に休暇制度が整備されて、年次有給休暇・忌引・夏季休暇に加えて、産前産後の休養・育児休業・介護休暇・病気休暇・育児時間・生理休暇が制度化されました。ただ制度

化されたといっても無給です。無給で制度化される意味は、身分保障がきちんとされるということです。

6. 配布資料について、「教育プラン」は教育関連法が変わったことを受けて、各自自治体で教育に関する基本計画を作る必要があり、そのための町田市の対応として、教育委員会で向こう10年を見越した教育に関するプランを作ることになって、昨年2月から作成してきて、ようやくそれがまとまりました。節目では図書館協議会からもご意見をいただいて反映させていただいた部分もありますので、是非ご覧いただきたい。もう一つあるのはその過程でなされた市民アンケートの結果報告です。図書館に関する項目はわずかですが、興味深い項目もありますのでご覧ください。「みんなの生涯学習」は東京都からの広報です。あとは沢里委員からの「きっかけは一冊の本」です。今回の「知恵の樹」には移動図書館業務の職員がとても良い文書を書いていますので是非お読みください。あとはまちだ語り手の会の「いまむかし」です。

沢里委員：このたび、昨年12月6日に開催したフェリス女学院大学読書運動プロジェクトと、和光のLet's Read Project との交流イベント「トークライブ きっかけは一冊の本」の報告集を刊行しました。昨年夏から新たに取り組みを始めた読書や本にまつわる活動を学生と図書館が一緒につくり楽しむ“Let's Read Project”の発足当初から、トークライブでの交流、そして報告集刊行までの活動の様子が詳しく書かれています。今まで図書館は学生に対してさまざまなサービス提供してきましたが、もう一步踏み出して学生と共に進めるプロジェクトという新たな図書館の取り組みについて、是非ご覧いただきご意見等いただければと思います。

水越委員長：報告事項に対する質問等ある方はお願いします。

松尾委員：「鶴川地域の図書館サービスについて」の資料について、3大学との連携による学生の運営参加とありますが、文部科学省に設置されています「これからの図書館の在り方検討協力者会議」による大学における司書課程の科目についての報告がでまして、司書課程の科目が大幅に変わる予定です。その中に選択科目として「図書館実習」が開設されます。その内容は、司書になる図書館の科目を修めた上で、公立図書館において一定期間の実習をするというものです。全国の司書課程を持っている大学から公立図書館への実習依頼が始まってくると考えられます。町田市と和光大学との連携を考えられます。その意味で、公立図書館側からすると受け皿になるという条件も生まれてきますので、単位認定を前提として公立図書館で実習することになるわけですから、この3番目の大学との連携は時流に乗っている方だと思います。

図書館長：今までの実習とは違うのでしょうか？

松尾委員：今まで一般的に行われてきた実習は2週間程度のものですよ。今度は「図書館実習」として科目設置されるので、充実した実習として組み込まれると思われます。実施時期は3年の経過措置があって平成24年度から始まるのではないかと思います。先進的な事業として位置付けるとありがたいですね。

勘解由小路委員：それについて、率直なところ、確かに学生にとってはすごく良い経験になるとは思いますが、受け入れ側は指導力のある職員が必要になります。そのような

実習生なり新人が入った場合、ベテラン職員がそれに奪われる状況になるので、職員が必要だという一つの理由にはなると思います。ですからこの事業を進めるためにしっかりした指導力を持つあるいは司書の力を持つ職員が必要だということは言えますね。単に人手として学生を使うのではないという意味で話していただくと良いと思います。図書館が指導力のある受け皿であり、大学としても単位を認定するわけですから懸念があると思いますが、図書館としてもかなりの負担となると思います。やっぱり現場はそうあまいものではないと思います。

市川委員：今の件で確認ですが、現鶴川図書館で地域住民の方にと話のときに、聞き間違いかもしれませんが、職員の数を増やさないために地域の人に何かをしてもらうということと、学生らが実習で入ると話話は別と考えて良いでしょうか。

図書館長：鋭いご指摘ですが、別ではありません。現在、市民の力を借りて図書館が地元で活動することで、地域の活性化に貢献できないかというようなことがよく言われます。そのときに図書館は直営できちんと職員でやるのですと言うのですが、簡単には納得してもらえない。図書館も何か対策を考えているのかというときに、一つは図書館としてもメリットがある司書を目指す学生が実習をすることは今でも受け入れていますから、それに代わるアイデアを出していく必要があると思っています。何も考えないで従来どおりというのは説得力に欠けますし、図書館がその地域で何ができるかを考えたときに、大学の協力をいただきながら司書を目指す学生を受け入れてやっていくことが新しい試みとして可能かもしれない。なぜそういう発想したのかというと、昨年市が市内の大学に対して市と大学との連携事業について提案してもらって調査をして、その報告を見ると、和光大学から博物館や版画美術館等の施設との連携の中で学芸員資格の認定制度の提案がありました。そこで学芸員でなくて司書制度でも可能でないか考えたのが最初です。現実にもこういうことが可能になっても、職員の数が減ることはありえないと思いますし、逆に先ほど勘解由小路委員から指摘があったように図書館の負担は増えるかもしれません。新しい図書館ができて今の図書館をどうしていくかというときに、新しいアイデアとしてアピールできるように考えているのは確かです。

勘解由小路委員：先ほどちょっと気になったのですが、民間委託すると安くなるけれどもこうなるの「こうなる」の部分をもう少し具体的にお願いします。

図書館長：それは大変難しいのですが、民間委託でもいろいろな会社があるのですが、指定管理や委託で何としても取ろうと思うので、金額では二割ぐらい人件費を含めたトータルの運営コストを下げてきます。安くなってさらに夜10時まで開館するようなことをするわけですから、そこで何がしわ寄せになるかという、そこで働く人たちの人件費です。指定管理や委託業者の大手の募集広告をインターネット等で見ると、時間給800円～900円程度です。一番大きい問題は、そういう場で働いている人たちの話を聞くと、定着率が非常に悪いそうです。人が頻繁に入れ替わります。カウンターを委託するケースが多いですが、頻繁に入れ替わりますので、そこでの業務知識が蓄積されませんので、市民への資料提供に支障があります。そこで働く人たちが十分な研修が受けられないとか、カウンターで市民からクレームがあったときに、委託を請け負う業者は、我々はこういう条件で請け負っていますので運営

管理の問題は市に言ってくださいという対応になるのだと思います。例えば図書館を増やしてほしいとか開館時間を延ばしてほしいというような図書館の運営に関わるような市民の声はカウンターに寄せられるわけですから、委託業者はそういう根本的な問題は対応できないので、行政のほうに直接言ってくださいということになって、行政側としては現場が委託業務なので、市の政策として長期的に考える必要があるかもしれませんが今すぐには何とかありませんよというようになって、市民から図書館がだんだん遠くなっていき、図書館に対する市民の声の反映が遠くなるのが一番大きな問題だと思います。

前者の資料知識について、つい最近の職員のカウンター対応を見ていると、ある利用者が西岡常一（宮大工に関する本の著者）の本をリクエストされて、何人も待っている状態だったのですが、その著者の本は他にも多く出ているし、インタビューが入っているカセットなどもあって、ちょっと気の利いた職員がその著者の他の本を紹介したら、一覧を打ち出してくれれば、順々に読むからと利用者から言われました。そのときに西岡常一がどういう人かをピーンと来る職員かどうかということなのですね。そうすると新聞等でその本を読みたいと思った利用者が、その本が予約でいっぱいだけれども、その著者の別の本がたくさんあるという情報をさりげなく言って、利用につながるということを脇でみて、こういう対応が直営の職員ができることなのだと思うわけなのです。短期間ではそういうことはわからないと思います。クレーム等の問題についても大きな問題で、図書館の自由の問題などで館長がどう振舞うかは非常に大きな問題で、館長がちょっと判断を誤ると大きな問題になりますので、委託などの場合そういう問題の責任を誰が取るのだろうかと思います。

松尾委員：関連して、箕面市の図書館協議会で、指定管理者制度を含む図書館委託についての答申あるいは意見書を出しています。公立図書館は直営でやるべきという結論を出しています。その理由を全面展開しています。詳しく説明できなくて申し訳ありませんが、箕面市図書館ホームページにも出ていますので、見ていただきたいと思います。

勘解由小路委員：微妙に反論したい部分もあるのですが、図書館員は正規職員だから実力があって、非正規だと実力が無いというわけではありませんよね。先ほど西岡さんの話について、私は民間のスタッフをしています。カウンターでその程度の説明はできると思います。民間のスタッフでも人によってはできる人もいますので、それは反論にはならないと思います。

図書館長：私は非正規も含めて直営という意味です。

勘解由小路委員：先日の田井郁久雄さんの講演で、すごく気になったことは、今の直営のサービスと民間のサービスを比べるのではなく、改善後の直営のサービスと民間のサービスを比べて欲しいと。ある意味現状にあぐらをかいて民間を否定されてもあまり反論にはならないと思います。

図書館長：はい、まったくそのとおりだと思います。

勘解由小路委員：正直、町田で直接私が受けたサービスを考えると、私のほうが自信あります。申し訳ありませんが。

図書館長：おっしゃるとおりです。この後の議題の図書館評価についても、例えば大阪の豊中市ですが、うちよりも図書館評価を早めに始めて今年もう検証しているところです。豊中市の図書館評価の発端は民間委託なのです。指定管理者の提案に対して直営を掲げ、その代わり厳しく自分たちの問題を問い直す必要があるという過程の中で図書館評価が出てきたそうです。豊中市の図書館長との話では、今ブームだからやっているわけではない、図書館評価に踏み切った理由は、直営でやっていることであぐらをかかないで自分たちのやっていることをどう評価して外に向けてアピールしていくかというためにやっているのだと言っていて、やっぱりそのことにすごく共感します。前回ここで評価についていろいろ議論いただきましたが、一方で今までのルーチンを漫然とやっていくということも無きにしも非ずなのですが、やっぱり自分たちのやってきたことをもう1回、どういう目的でやったのかとか、そういう思いでやったけれど結果どうだったのだろうかということをお我々が考え直すきっかけにするのが今回の評価の目的です。ただ指定管理や委託ということが直営ではないということは、構造的に主体が役所ではなくなってしまうので、資料知識についても、もちろん勘解由小路委員のようにいろいろな本をお読みになる方はたくさんいらっしゃるし、民間のセールスポイントは司書採用でやりますからと言われ、今の公立の場で司書の働く場がなかなかない場合には、民間に応募するのですが、そのこの館の資料知識を蓄積するにはそこに長く、5年10年働き続けることが不可欠だと思いますから、そのことがどう保障されるかということです。

勘解由小路委員：むしろ民間のほうの問題は人件費の問題ですよね。先ほど嘱託職員の待遇改善のところで、いろいろな休業制度があって、無給だけれども身分保障がされるという表現にさせていただくと良いと思います。そうすれば実際に優秀なスタッフが定着すると思いますので・・。

久保委員：委託にした場合のマイナスのことで館長に共感する部分は、市民の声が遠くなってしまいうということ、実状として共感します。私は緑や学校の関係で活動していますが、経済活性化に行政はかなり重視されていて、市民の声が遠くなってしまいうことをもしかしたら市が望んでいる、今の状況の中でどういうふうに関心を活性化させるかということになると、市民の声は無視されてしまうのかなと思われまます。やっぱり長期的展望で、委託にした場合には経済活性化が中心になってくるので損なわれると思います。図書館や緑は経済活性化とは一線をかくし、長期的得展望で捉えるものだと思います。子ども読書活動推進計画の資料を作るにはすごいエネルギーが必要だと思いますし、そこまでエネルギーを使って市に提案しても、どの程度かと思うのですが、今の時代の流れの中ではこういうことも図書館が言っていないといけないという時期なのかなとも思います。だからあまりエネルギーを使わずにここで時代に乗らない長期的な視点を伝えることも大切だと思います。鶴川図書館についても、図書館とはいったい何かということとかを、市長に通じるように複眼的にやっていくことは大変だろうけれどもやっていただきたい。

勘解由小路委員：図書館の仕事はある程度の待遇を持って遇されるべきものだと思いますので、NPO法人や地域住民というのは論外だと思います。仕事の責任が持てないと思います。一番怖いのは、「この利用者はこんな本を読んでいるよ」みたい

なことを話されても困りますので、個人情報の問題を出せば、市長に対してある程度説得力があるのかなと思います。

水越委員長：時間が押していますが、第二次子ども読書活動推進計画の策定について、どんなものを策定しても結局予算がその計画に沿って保障されない限り何も動かないですよ。計画を策定したは良いけれど、その後の予算的な保障はどの程度あるのでしょうか？それと子ども読書活動推進計画懇談会で出たものがどの程度作業部会に反映されるのかが不安です。

図書館長：その辺は予算のことも含めて図書館がトップでやるわけですから、可能なものについては図書館の判断で、具体的に事業をやる際に、例のインセンティブ予算がこの先3年ぐらいは計上されるので、ある程度は可能だと思います。

松尾委員：読書計画に関わることですが、子どもの読書活動推進法をみますと、市町村は、読書活動推進計画を「策定するよう努めなければならない」と書いてあります。町田市は、行政を挙げて、市民も参加して、皆の総意で計画をつくるというのが法律の趣旨と受け止めたいです。その意味で、計画策定委員会の構成メンバーの中に、行政内の子どもに関わる部署だけでなく、たとえば企画部門も参加するような構成が良いと思います。懇談会の構成メンバーについても、市民の代表が入ると書いてありますが、活動分野の多様な市民が懇談会に参加できる方向を考えてほしいと思います。計画が出来た後は、年次で計画の推進状況をチェックするような常設の「子どもの読書活動推進委員会」というようなものも設置してほしいですね。

水越委員長：まだまだあると思いますが、時間的に議題の図書館評価に入らなければいけませんので、よろしいでしょうか。

図書館長：前回の議論を受けて一部修正等をさせていただいております。担当者から説明させていただきます。

大野係長：町田市の図書館評価について、目次の各表題に「～について」の「について」を取って、中身の表題に合わせました。2ページ目の「はじめに」のところでは、最初の「1950年の図書館法 ～ 仕事に臨む契機となるはずである。」という「最新図書館用語大辞典」の前までが、前の文章に追加された部分です。3ページの③マネジメントサイクルに基づいた職務遂行の図と二重で囲った部分が同じ内容でしたので、二重囲いを削って、図だけにしました。最後の行を「本来的な意義や可能性に改めて意識化し、図書館活動・事業の目的の共有化を図り、サービスの向上に努める。」の「意識化し」の部分直しております。4ページの5評価の方法は、表を見やすくして、「目標の設定」の「図書館評価も～最大の意義を見出すものである点を改めて強調しておきたい。」という文章を加えています。前回の図書館協会のご意見等を踏まえて館長が訂正しました。6ページの年間スケジュールでは8月以降のカッコの部分は「図書館協会にて、評価の内容について、検討および評価をしていただく。」にしました。負担ということがありますので中間報告の部分をなくしました。正式な形ではやりませんが、状況をある程度把握しておく必要がありますので、問題によっては個々に確認します。7公表について、3の町田の図書館の改訂についてはっきり書いております。9図書館協会の位置づけの文章を「評価の透明性・客観性を担保するためには、自己評価とは別に第三者による評価が必

要となる。本報告では、図書館運営に市民や有識者の視点を取り入れるために、法的に保障された機関であるところの図書館協議会を、当面の「外部評価組織」として位置づける。図書館協議会には、館側の内部評価に関する説明や関係者へのヒアリングの機会を設け、それを踏まえて外部評価組織としての評価・講評を行っていただく。評価は総合評価の妥当性を中心に判断していただくという観点から、評価項目すべてに対して実施する。外部評価の結果についても公表する。」に変えております。10今後の検討課題についても、一部達成しているようなものは外してあります。以上が「町田市の図書館評価」の変更点でございます。図書館協議会にも関わる点がございますので、ご意見をお願いいたします。

一覧表について、いろいろなご意見等がありました。基本的スタイルは変えておりません。特に「中期的計画」については文章を変えており、中身の説明を加えた部分もあります。変わったところは、先ず、検討中と書かれていた「1の運営方針に基づいた業務の実施」について、中期的計画は「館の運営理念やサービス目標が職員に徹底され、個々の業務が効率的・効果的に実施されるようにします。」で、2009年度は「現在の理念や目標を改めて見直し、図書館の役割やサービスのあり方について、全職員が基本的な共通認識を持てるようにします。」と館長が書いております。細かな点がいくつか変わっていますが、そこはご覧いただき、大きく変わったところだけをご説明します。Ⅰの3図書館としてふさわしい人材の配置と育成で、「適切な人員配置」を除いて表題そのものを変えています。そのうちの「職員の構成」の中期目標が「より質の高い図書館サービスを提供するために、専門性を持った人材を増やします。2011年度までに常勤職員・嘱託職員の司書資格保有率を83%とします。」に変えております。嘱託職員は全員司書資格を持っております。2010年度は81%とします。Ⅱの2の1図書館資料の収集は、「利用者ニーズに応えることを基本に全体的なバランスと考え、また蔵書回転率・新鮮率も意識しながら資料収集を行います」にして、利用者アンケートを実施する予定です。Ⅱの3市民の要望に応じた資料提供についても、中期的計画の部分を変更しています。例えば1の図書館資料貸出サービスでは、「資料の貸出しは図書館の重要なサービスの一つです。」という言葉を加えております。リクエストサービスでは、「市民の求める資料を確実に提供するためにはリクエスト制度が不可欠です。リクエストを利用したこのない利用者にリクエスト制度をPRすることで、リクエスト件数を増やします。」に直しております。AVは現象傾向にありますので、貸出しを伸ばす方向で考えましたが、今の状況だと難しい側面がありいろいろな変化が激しい分野ですので、どうしていくか（あり方）を検討していくというふうに変えてあります。4延滞資料への対策も少し変更しています。Ⅱの4の1レファレンスサービスの利用促進も、頭の記事「利用者の調査研究の援助をすることは貸出しとならぶ図書館の重要なサービスです。」に変えてあります。3の利用者支援も「図書館利用初心者向けに、資料の探し方や予約の仕方などを指導する図書館入門講座について、内容を検討しさらに充実させます。」に少し変えてあります。Ⅱの5の1映画会は、「日頃、図書館を利用していない市民も多く足を運んでくれる映画会は、図書館に親しみを感じてもらえる絶好の機会です。この機会を利用して映画を愉しむと同時に図

書館資料の利用にも繋がるような取組を行い、より多くの市民の図書館利用を促進します。」という文章に全面的に変えております。Ⅲの1の1おはなし会ブックトークも「子どものころから読書の習慣を身につけることは、長い人生を生きていくうえで大変大きな力になります。心地良いおはなしに耳を傾け未知の本と出会うことで子どもたちの世界はいつそう広く豊かになります。より多くの子どもたちに楽しい時間と場所を提供するため、おはなし会・ブックトークの参加人数をさらに増やします。」に前文を加えて変更しています。5の子ども読書活動推進計画の策定では、2009年度欄に「2009年度中に『第二次子ども読書活動推進計画』を策定します。」を入れてあります。Ⅲの2の2職場体験についても、意味合いを入れて、「学校教育が2005年度から実施している中学生職場体験事業は、生徒が社会体験を通じて自分の生き方を見つけ、たくましく生きる力を身につけることを目的とした事業ですが、併せて図書館への理解を深め親しみをもってもらうことも目的として、今後も引き続き一定人数を受け入れます。」に変えています。Ⅲの3の1障がい者サービスも、「誰でも同じように図書館を利用できるよう、特に視覚障がいや身体障がい等により図書館利用が困難な市民へのサービスに力を注ぎます。障がい者サービスの存在を知らない市民へのPRに努め、登録利用者の増加を図ります。」に変えています。4の1移動図書館事業は、「図書館が身近にない地域の住民へ移動図書館車巡回による継続的な図書館サービスの提供を行います。また、地域館整備の状況により、図書館への来館が困難な老人施設等への巡回への切替を検討します。」に変えてあります。Ⅳの1の1図書館協議会への諮問について、諮問の内容を館長に確認中です。2の2ボランティアの援助では、(1)は「市民協働の一環として」を入れてあります。Ⅴの公共施設について、1の1市民へのPRの2009年欄には、「さらに図書館活動のPRとなるよう新聞各紙に記事掲載のための情報提供をします。」を加えてあります。Ⅴの2の2快適で居心地の良い施設環境の中期的計画は今検討中で、老朽化に伴い居心地の良い環境に整備したいのですが、予算との兼ね合いをどう考えるのかということです。まだ一部手直しする可能性があります。このような形で遅くとも5月には正式的報告できるようにしたいと思っています。初めてのことで、いろいろ意見を聞きながらやっていますので、まだ数値等が入っていない部分もありますが、順次入れていく予定です。

図書館長：時間が過ぎてしまいましたが、先ほど申し上げましたように、図書館評価とは、自分たちが今直営でやっている町田の図書館サービスを、職員が先ず自分たちの目で客観的に見直して新たな利用に繋げていく、あるいは今までやってきている事業を市民にわかりやすくアピールをしたいのが主な動機としてあります。例えば、Ⅱの3の3AV資料貸出サービスについても、中央図書館が開館以来20年サービスをし続けてきていますが、機器がどんどん更新されていく一方で民間ではレンタルショップが駅前のものでできているという状況で、公共図書館として今後のAVサービスをどう考えていくのかということがずっと課題としてあるわけです。しかし、それが具体的な課題としてすぐに大きな問題になっているわけではありませんので、どうしても日常のルーチンの中で先送りになってしまっています。そのうちに機械がもう製造されないなどになってくるわけですので、こういう機会にAVサービス

について意識化してみると、やはり担当者も今後のAVサービスをどうしていくか指針を作らなければいけないと思うわけです。意識化していくということが、こういう作業の大事な点だと思います。ただし、わかりにくいかもしれませんが、実際には4月以降にこういう形で「図書館評価」を始めますとあって、各担当者に2009年度の目標をもう一度出してもらって、2009年度に実際に活動して、実際にこれに基づいて評価するのは2010年度4月以降になりますので、とにかく今の段階では、こういうイメージで全体を進めていきたいということです。具体的には4月10日の定例教育委員会に報告事項として説明したいと思っています。おそらく定例教育委員会の中でもいろいろな意見が出るはずですので、具体的な実施の中で常に見直していくことになると思います。今日の段階では一語一句固まるわけではありませんので、お感じになったことは率直に言っていただいて、今後の見直しに向けていきたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。

勘解由小路委員：前回、かなり大きく図書館一覧表の小項目が削られて、気になったことがあります。小項目はさておいても、小項目と一緒に削られた中期的計画部分と、やっていることは業務に関することであれば、削られた項目について中期的計画の部分に多少言及していただければ良かったかなと思います。障がい者サービスのところを具体的に言及していただくとか、小項目を削った部分をごっそり抽象化してしまっていますが、それは意識化とは逆の方向ではないかと思います。削ったところを復活するようには言いませんが、この中期的計画にもう少し言及という形で削った内容を反映していただきたい。

図書館長：今何をやっているかということですよ。

勘解由小路委員：はい、そうです。より抽象化するのではなく、削られた部分を何らかの形で中期的計画の部分で意識化していただくと思いいます。

松尾委員：職員の業務負担量が出るような指標はできないでしょうか。例えば、職員1人当たりの貸出件数などの数値です。職員が削減されていくなかで、貸出数が伸びていくことは、職員の業務量が増えることであり、労働密度が増すわけですから、その数値を経年的に見ていけば、これ以上職員が削減されてはサービスが維持できないという臨界点がわかるのではないのでしょうか。さらに、休暇の取得日数や超過勤務の状況も計測したらいかがでしょうか。

図書館長：職員の1人当たりのというと、正規職員が減らされているのですが、嘱託職員は増えているので、頭数でいうと増えてしまいます。検討させていただきます。

勘解由小路委員：素朴な質問です。登録率の問題です。前回は要検討だったと思いますが、「在勤・在学を含む有効登録者数を市民の30%とします」となっていて、分母が市民で登録者には市民でない人も含まれるのは疑問を感じます。登録率というものに普通の人はピンとこない、あるいは「30%」は低いとってしまうかもしれません。登録率としては本当は高いのですが、普通の人にピンとこない表現になっていると思います。例えば、司書率が83%という計画がありますが、今は何%なのだろうかとか、高いところの市はどれくらいなのだろうかとか、判断ができないし、この計画が読み込めないのではないかと思いますので、注を付けていただくとか、より市民にもわかりやすいものにしていただきたい。

図書館長：登録率30%を目標とするための根拠になるようなベンチマークが書いてある注が入るといいということですよ。

勘解由小路委員：「30%」という数字は何も知らなければ高い数字ではないですよ。

図書館長：高い数字ではないですよ。図書館の登録率というのは、町田市内に学校や勤め先があって頻繁に町田市内に来ている人は市民の利用という考え方で一般的になっているものですから。ただ最近では広域利用があって、協定を結ぶことで在勤・在学に関係なく登録できたり、まったく自由で通りすぎりでも貸出ししてしまうところもありますから、市民1人当たりの貸出数というものにあまり意味がなくなってしまうので、広域利用の方は除いて、従来の在勤・在学を含めた数値で書いたつもりです。今のご指摘はむしろそういう目標設定した背景みたいなものを明示するようにということなので、検討させていただきます。

大野係長：基本的な統計のいろいろな数値については、統計チームを立ち上げて、『町田の図書館』に載せていきます。職員1人当たりの図書館運営費や図書購入費や貸出冊数などいろいろなデータをホームページ等実際の数値を見ながら、どういうものを載せるかこれから検討します。7月の中間報告にそういう文章を加えられるかわかりませんが、結果を出すとき（公表）にはこういう状態であった等の文書を加えられると思います。

久保委員：この前図書館のことで気になったことがありましたのでお伝えします。市民に親しまれる図書館の中に職員の対応がありますが、4階の返却カウンターで本を返却された方に、カウンター内の若い女性がマクドナルドの店員のように明るく「ありがとうございます」と言っているのを初めて耳にして、今までこういう声は図書館では聞いてこなかったのですが、ここまで変わってきているのかなと感じましたが、このような対応に何か感じたことはありませんか。

図書館長：むしろ職員には、利用者が返却された際や貸出されたときには、「ありがとうございます」と言うように言っています。ただ人によって感じ方がいろいろあって、言い方もあるのですが、マニュアルっぽく言うのではなく、自然に言えるようになる方がいいというつもりで、無言で受渡ししないようにと職員には言っています。しかし、聞かれる方によってはマニュアルっぽいとか、逆に利用者の方からは貸してもらっているのだから「ありがとう」と言われるのはおかしいという方もいらっしゃいます。ただ本当に図書館を利用していただきたいと思っていて、一生懸命揃えた本が借りられたときに、職員が一生懸命取り組んでいると、「ありがとうございます」と自然に出てくるものです。

久保委員：「お客様」と声かけられた利用者が「私のお客様ではない」と反発したらしいのですが。このような基本的なことを皆で話し合ってみたいと思っています。

図書館長：それはおもしろいです。別の機会にやりましょうか。他課から異動してくる職員の中でも、図書館の利用者に対する対応に違和感を持つ者もいます。図書館は随分前から、利用者に対して、もてなしとか出迎えという形で来ていただくのだと言われていています。

久保委員：沢里委員はどう思われますか？

沢里委員：私たちも学生にはできるだけ声かけをするということを心がけるようにしてい

ます。決まりとして、入ってきたから「いらっしやいませ」、帰っていくときの「ありがとうございます」ということではなく、例えば、延滞した本を返しに来たときでも「ありがとうございます」と言います。いわゆるマニュアル的な皆同じような表現をするような形ではしていません。「ありがとうございます」と言ったうえで、「今度は遅れないでね」と言うなど、できるだけ会話をすることを心がけるようにしていますので、その中には当然挨拶もありますし、特に夜の遅い時間に帰っていく学生と顔が会ったときなども「お疲れ様」と言っています。

勘解由小路委員：私は言っています。結局、利用者と鏡なのです。こっちが無愛想だと向こうも無愛想になるのです。こちらが「ありがとうございます」と言うと、利用者も「ありがとうございます」と返してくれて、コミュニケーションのきっかけが取れるのです。逆に貸出カウンターで、こんなもの借りるのかといった態度を取られると、やはりうーんと思うのです。

久保委員：そういう対応されたことはありません。

勘解由小路委員：私は結構あるのです。私が借りる本のせいかもしれません。

図書館長：だいぶ時間が過ぎてしまって申し訳ありません。一応この図書館評価については、今後修正していくときはたくさんありますが、こういう形で進めさせていただくことでよろしく願いいたします。

*****次回の日程調整*****

勘解由小路委員：それでは残した課題等がいろいろあるかとは思いますが、本日はこれで閉会いたします。

図書館長：長時間にわたり、ありがとうございます。

次回（第17回）日程：2009年4月28日（火）午前9時半～午前11時半
中央図書館6F中集会室

議題　・館長報告
　　　・来期の図書館協議会のあり方について
